

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言解除後における 西東京市公共施設の対応について（方針）

政府対策本部は、令和3年9月30日をもって、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を解除することとした。

また、東京都は同宣言の解除を受け、「東京都におけるリバウンド防止措置」を決定した（令和3年9月28日）。

については、市内公共施設の対応について下記のとおりとする。

記

1 引き続き、利用ができない施設（一部制限がある施設を含む。）

(1) 障害者総合支援センター「フレンドリー」 会議室A以外の貸出し施設

(2) いこいの森公園

ア スケート広場

※ 新型コロナワクチン接種会場のため。ただし、一部施設については、10月10日から利用可（予約制。詳細は、別に定める。）

イ バーベキュー場

(3) 入浴施設

(4) 調理室（調理利用）

(5) 図書館（利用方法等 制限付き開館）

2 各施設の利用時間

条例等に定める各施設の利用時間の範囲とし、最大で午後9時までとする。

3 その他

(1) 施設の利用可能定員は、利用内容に応じて各施設が定める。

(2) その他施設利用に関する詳細は、各施設において定め、周知する。

(3) 障害者総合支援センター「フレンドリー」

同施設での公共施設予約システムの利用はできません。

(4) 本方針に定める事項に関し、新型コロナウイルス感染症対策に必要な事項が新たに生じた際は、その内容に基づき適宜見直すものとする。